

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年9月1日 第12号
件名	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を盛り込んだ文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区では前回の建設委員会（6月29日）以降も、巨大ワンルームマンション建設を巡り、建物の構造や工事車両の通行ルート等を含めて丁寧な説明を求める地元区民と、それを拒否して工事を強行しようとする事業者の間で議論となり、大塚警察署員が出動するという事態が7月30日に発生しました（注1）。所管する住環境課は前回の建設委員会でも「事業者に対しましては、区民に親切に、丁寧に対応するようにということで、指導は行っております」「今行っている対応につきまして、十分なものである」と繰り返しますが、一向に収束する気配は見えず、地元区民らは猛暑の中も事業者が道路交通法や車両制限令を違反することを承知しながら無理矢理、工事車両を通行させることのないよう監視活動を続けています。

文京区には、「文京区まちづくり推進要綱」等や「まちづくり」という言葉が入った条例等がありますが、「まちづくり」の総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はありません。また、既存の条例・要綱等では文京区としての「まちづくり」の定義付けを明確に定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念も明確に打ち出していません。文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を確立し、文京区の「まちづくり」の“憲法”とでもいうべき基本条例を作り、事業者がそれをしっかり理解した上で開発・建築に携わるなら、建築紛争防止につながると考えます。

東京都23区では最近になって板橋区でも「(仮称)板橋区都市づくり推進条例」づくり（注2）が進められています。文京区でも文京区の総合的な「まちづくり」に資する『文の京』まちづくり基本条例（仮称）制定を検討するよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおり請願致します。

## 請願事項

- 1 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定し、その中で文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を明記してください。
- 2 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定し、一定規模以上の建築物の建設を計画する際には「構想段階」で区に届け出て「文京区都市マスタープラン」との整合性や地域のまちづくりの方向性を確認・調整する仕組みなどを整えてください。

注1) この建築紛争では大塚警察署員が出動するケースが3度も発生し、そのたびに事業者は話し合いを検討すると言いながらも、今のところ一向に応じることはありません。

注2) (仮称)板橋区都市づくり推進条例では、「区民発意による都市づくりの促進に係る制度」として「地区計画制度の活用を目指す『まちづくり協議会』の認知及び支援」「まちづくり協議会から地区計画などの申出・提案が出来る制度の充実化」、「大規模土地取引行為の届出に係る制度」として「区に届出を行う制度」などを検討しています。